

長野県有料老人ホーム設置運営事務処理要領

制 定 平成 28 年 3 月 28 日付け 27 介第 575 号
改 正 平成 30 年 6 月 1 日付け 30 介第 136 号
改 正 平成 31 年 3 月 25 日付け 30 介第 559 号
改 正 令和 3 年 3 月 29 日付け 2 介第 902 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、長野県有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指導指針」という。)に基づき、県内(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市を除く)に設置・運営する有料老人ホームの設置手続き等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)第 29 条第 1 項に規定する施設をいう。
- (2) 設置予定者 県内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 県内において有料老人ホームを現に設置、運営している者をいう。

(設置相談)

第 3 条 設置予定者は、有料老人ホームの設置計画の内容について、設置予定地の市町村に事前に相談を行い、十分な調整を図るものとする。

- 2 前項の規定による相談を受けた市町村は、必要に応じ、県にその相談内容について情報提供するものとする。
- 3 第 1 項の設置計画において、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 70 条、第 78 条の 2 又は第 115 条の 2 の規定により特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける予定の有料老人ホームの設置予定者は、長野県介護保険事業支援計画及び設置予定地の市町村が策定する介護保険事業計画の概要を事前に把握し、介護保険担当部課等と調整を行わなければならない。

(事前協議)

第 4 条 設置予定者は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の規定による許可又は第 43 条第 1 項の規定による許可(これらの許可を要しない場合にあつては、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による確認(既存の建築物の用途を有料老人ホームに変更する場合は、届出)の申請前に、これらの申請を要しない場合はあつては、法 29 条第 1 項に規定する届出の前に、設置計画の詳細についてあらかじめ知事に協議(以下「事前協議」という。))を行うものとする。

- 2 事前協議は、有料老人ホーム事前協議書(様式第 1 号)に別表 1 に掲げる書類を添付し、知事に提出することにより行うものとし、設置予定地の市町村長の設置意見書(参考様式)

を添付するものとする。

- 3 設置予定者は、設置予定地が土砂災害警戒区域に該当するかどうかについて、所管の建設事務所に確認した別紙様式を添付するものとする。
- 4 知事は第2項の規定による有料老人ホーム設置事前協議書を受理し、当該協議に係る設置計画が指導指針及びこの要領の規定に適合しているかどうか審査を行い、その結果補正が必要な事項について設置予定者に通知するものとする。
- 5 設置予定者は、開発許可、建築許可若しくは建築確認等の申請を必要とする場合は、前項の通知を受け取った後に申請を行うものとする。
- 6 前各項に定める有料老人ホームの設置に関する県との具体的な協議は設置予定者で行うものとし、設計事務所、コンサルティング会社等の設置予定者以外の者のみとは、原則行わないものとする。

(事前協議の取下げ)

第5条 設置予定者は、第4条による有料老人ホーム設置事前協議書を提出した後に計画を取り止める場合は、有料老人ホーム設置事前協議取下書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(設置届出等)

第6条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後(建築確認を要しない場合は、事業開始届提出前)、速やかに有料老人ホーム設置届(老人福祉法の規定に基づく老人居宅生活支援事業の開始届等に関する要綱(以下「開始届等に関する要綱」という。様式第12号(以下「設置届」という。))に別表1に掲げる書類を添付のうえ、法29条第1項に定める届出を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の設置届を受理したときは、有料老人ホーム設置届受理通知書(様式第3号、以下「受理通知書」という。)を設置予定者に交付するとともに、設置予定地の市町村長にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、設置届が指導指針及びこの要領の規定に適合しているかどうか審査を行い、その結果補正が必要な事項について、開始届までに是正するよう設置予定者に通知するものとする。
- 4 設置予定者は、受理通知書の交付を受けた後に入居者の募集を開始するものとする。

(事業開始届)

第7条 設置者は、有料老人ホームの事業を開始するときは、有料老人ホーム事業開始届(様式第5号)を、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、有料老人ホーム事業開始届を受理したときは、施設所在地の市町村長に受理した旨を通知するものとする。

(届出を行っていない設置者)

第8条 既に開設している有料老人ホームであって、法第29条第1項の届出を行っていない設置者は、開始届等に関する要綱様式第12号の設置届に別表1に掲げる書類を添付し、速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の設置届を受理したときは、受理通知書を設置者に交付するとともに、施

設所在地の市町村長に受理した旨を通知するものとする。

(変更届等)

第9条 設置予定者又は設置者（以下「設置予定者等」という。）は、第6条第1項の届出の内容のうち、第12条第1項各号に変更があったときは、変更の日から1月以内に開始届等に関する要綱様式第13号の有料老人ホーム事業変更（休止・廃止）届（以下「変更届」という。）に当該変更事項に係る関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入居定員の増減を行う変更、施設の類型の変更又は増改築を行おうとする場合にあっては、あらかじめ施設所在地の市町村長と必要な調整を行い、事前に知事に協議するとともに、入居者への十分な説明を行ったうえで変更届を提出するものとする。

(廃止又は休止届)

第10条 設置予定者等は、第6条第1項の届出をした有料老人ホームを廃止又は休止するときは、廃止又は休止の1月前までに知事及び施設所在地の市町村長と必要な調整を行ったうえで、開始届等に関する要綱様式第13号の有料老人ホーム事業変更（休止・廃止）届を知事に提出しなければならない。

(設置後の報告)

第11条 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第21条の3に規定する知事の定める方法は、7月1日現在の重要事項説明書を提出することによるものとする。

2 省令第21条の3に規定する知事の定める日は、8月31日とする。

3 設置者は、法第29条第9項の報告に併せて次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 直近の事業年度の決算書・財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (2) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、他業又は親会社に係る直近の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (3) その他知事が指定する書類

(随時報告)

第12条 第9条に規定する変更は、以下の各号のとおりとする。

設置者は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに知事に提出するものとする。

- (1) 施設の名称及び施設の所在（予定）地
- (2) 設置（予定）者にかかる事項
- (3) 定員及び施設の類型
- (4) 施設の管理者
- (5) 施設及び敷地の権利関係
- (6) 建物の構造（レイアウト）、設備及び居室数
- (7) 利用料・前払金及びそれにかかる事項
- (8) 管理規程及びそれにかかる事項

(事故報告)

第 13 条 設置者は、有料老人ホームにおいて、次の各号に掲げる場合には、様式第 5 号により、直ちに知事にその状況を報告するものとする。

- (1) 施設内における死亡及び死亡に至る危険性が高い重大な事故
- (2) 高齢者虐待にあたる行為が施設内で行われたと認められた場合
- (3) 設置者等による入居者の財産侵害が発生した場合
- (4) 火災が生じた場合及び自然災害により被害が発生した場合
- (5) その他上記以外の事故で設置者が必要と認めた場合

(設置者への指導)

第 14 条 知事は、法令、指導指針及びこの要領に定める規定に反して設置及び運営されている有料老人ホームについて、設置者に対し、改善のために必要な指導を行うものとする。

(書類の経由)

第 15 条 この要領に基づき知事に提出すべき書類は、当該有料老人ホームの所在地を管轄する保健福祉事務所の長を経由するものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるものの他、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。